

環境省「家庭エコ診断制度」

うちエコ診断士登録規程

平成 26 年 4 月

家庭エコ診断制度運営事務局
(一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット)

環境省「家庭エコ診断制度」におけるうちエコ診断士登録規程

1. 目的

この規程は、環境省「家庭エコ診断制度」において、「うちエコ診断士」の「うちエコ診断実施機関」への登録に関し必要な事項等を定めることにより、「うちエコ診断士」の活動と「うちエコ診断」の実施を促進し、もって家庭部門における CO₂ 排出量削減対策を推進することを図ることを目的とする。

2. うちエコ診断士

この規程において、「うちエコ診断士」(以下、「診断士」という)とは、「うちエコ診断実施要綱」に掲げている人材をいう。

3. うちエコ診断実施機関

この規程において、「うちエコ診断実施機関」(以下、「診断実施機関」という)とは、「うちエコ診断実施要綱」に掲げている団体をいう。

4. 登録の条件

家庭エコ診断制度において、診断実施機関に登録できる者は、うちエコ診断資格運営事務局から「うちエコ診断士」として認定され、うちエコ診断士認定書の発行を受けた者を対象とする。

また、登録できる診断実施機関は、家庭エコ診断制度運営事務局(以下「制度運営事務局」という)より認定を受けた団体に限る。なお、登録できる診断士人数や登録実施期間は診断実施機関の裁量による。

5. 登録の申請

登録を受けようとする者は、以下の登録申請書類を診断実施機関に提出し、診断実施機関が開催する登録時研修を修了し、修了通知書の発行を受けなければいけない。

なお、登録の申請にあたっては、制度運営事務局のポータルサイト上で登録を受け入れている診断実施機関の一覧を記載する。うちエコ診断士は、登録先一覧を事前に

確認の上、診断実施機関に登録申請を行うこと。

<登録申請書類>

- (1)資格試験運営事務局が発行する「うちエコ診断士認定書」のコピー
- (2)うちエコ診断士登録申込書【別紙1】
- (3)診断士情報票【別紙2】

6. 登録の受理

診断実施機関は、前項の申請があった際は、申請書類を審査した上で、登録時研修会の受講を確認した上で登録証を交付する。

なお、登録を拒否する場合は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該申請書類を返却する。

7. 登録の拒否

診断実施機関は、登録を申請した診断士が次のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処された者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの
- (4) うちエコ診断士倫理規定に違反する行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの
- (5) 個人情報保護に関する規程に違反する行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの
- (6) 前述に掲げるもののほか、うちエコ診断士の信頼を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの
- (7) 次に記載する規程により登録の取消し処分を受けた者であって、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

8. 登録の取消し

診断実施機関は、うちエコ診断士が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すものとする。

登録の取消しにおいては、診断実施機関は理由を付して登録を取り消した旨を取消しの処分を受けた者に通知する。また、登録取り消しの通知を受けた診断士は、速やかに診断士証を診断実施機関に返却するとともに、制度運営事務局より貸与したうちエコ診断ソフト及び診断に関するデータを削除しなければならない。

- (1) うちエコ診断士倫理規程に違反する行為があったと認められる場合
- (2) 個人情報保護に関する規程に違反する行為があったと認められる場合

(3) その他、うちエコ診断士の信頼を傷つけるような行為があったと認められる場合

9. 登録の有効期間

診断士の登録の有効期間は、診断実施機関が診断士の認定期間の範囲で自由に設定することとし、診断士の登録申請時に事前に周知するものとする。

10. 登録の更新

診断士の登録の更新においては、診断実施機関による更新時研修を修了したことをもって更新とする。

11. 登録解除の申し立て

診断士は、登録を解除しようとするとき、あるいは登録先を変更しようとするときは、遅滞なく診断実施機関に報告しなければならない。

12. 登録情報の報告

診断実施機関は、別紙1及び別紙2に定める、登録を行った診断士の情報を遅滞なく制度運営事務局に提出しなければならない。また、登録情報等に変更があった場合は、速やかに制度運営事務局に報告するものとする。

診断実施機関 御中

うちエコ診断士登録申込書

住所
氏名

印

私、
は、うちエコ診断資格試験運営事務局より、うち
エコ診断士として認定されました。

ついては、うちエコ診断資格試験運営事務局発行の認定書のコピーお
よび診断士情報票を添えて、
診断実施機関の診断士として登
録を申請します。

なお、申請にあたっては、以下の誓約文にしたがい、うちエコ診断士
として活動いたします。

誓約文

診断実施機関への登録に際し、うちエコ診断実施要綱、
うちエコ診断士倫理規程および個人情報保護に関する規程を遵守し、
診断実施機関の指示にもとづき診断活動を実施することを誓約します。

なお、うちエコ診断実施要綱、うちエコ診断士倫理規程および個人情
報保護に関する規程に反する活動を行った場合には、速やかに
診断実施機関への登録の取り下げを行います。

環境省「家庭エコ診断制度」

診断士情報票

所属診断実施機関	() 診断実施機関 例：(神奈川県) 診断実施機関
フリガナ	
ご氏名	
フリガナ	
ご住所	(〒 -)
フリガナ ※わかりにくい文字のみ お願いいたします	(例) 0 (ゼロ) と o (オー)、- (ハイフン) と _ (アンダーバー)、2 (ニ) と z (ゼット) 等
メールアドレス	@
年齢/性別	歳 / 男 女
ご職業	以下の項目のあてはまるものに☑をお付けください。 <input type="checkbox"/> エネルギー(電力、ガス等) <input type="checkbox"/> 家電販売店 <input type="checkbox"/> 家電メーカー <input type="checkbox"/> 住宅設備・建材メーカー <input type="checkbox"/> 工務店・リフォーム業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業・保険販売業 <input type="checkbox"/> その他の製造業 <input type="checkbox"/> その他の販売業・小売業 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 環境・消費者団体 <input type="checkbox"/> 地域地球温暖化防止活動推進センター職員 <input type="checkbox"/> 主婦・主夫 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()
資格等	以下の項目のあてはまるものに☑をお付けください。 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 技術士 <input type="checkbox"/> エネルギー管理士 <input type="checkbox"/> 環境カウンセラー <input type="checkbox"/> 家電製品アドバイザー <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止活動推進員 <input type="checkbox"/> 地域カーボン・カウンセラー <input type="checkbox"/> 省エネルギー普及指導員 <input type="checkbox"/> 消費生活アドバイザー <input type="checkbox"/> eco 検定 <input type="checkbox"/> 家庭の省エネエキスパート検定 <input type="checkbox"/> その他()

<個人情報に関する取扱いについて>

本制度で収集するすべての個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令を遵守し、以下に掲げる目的のみに使用いたし、業務終了後すみやかに消去いたします。また、収集した個人情報を本制度の業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。

- (1) うちエコ診断実施に伴う連絡調整業務
- (2) うちエコ診断士の管理
- (3) うちエコ診断士証等、ID等の発行
- (4) うちエコ診断結果の各種データ分析

なお、本制度の性格上、分析結果を公表するなど、外部公開する場合には、個人を特定できない匿名措置を施した上で公開するものとします。

なお、本診断士情報票の情報は、診断士証、ID等の発行等のために、家庭エコ診断制度運営事務局にも共有させていただきます。